

会社法の一部を改正する法律の施行に伴つ関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

(号外第144号)

法律第九十一条

会社法の一部を改正する法律の施行に伴つ関係法律の整備等に関する法律をこのに公布する。

目次

- 第一章 法務省関係(第一条—第十七条)
第二章 内閣官房関係(第十八条)
第三章 内閣府関係

第一節 本府関係(第十九条)

第二節 金融庁関係(第二十条—第五十七条)

第四章 復興庁関係(第五十八条)

第五章 総務省関係(第五十九条・第六十条)

第六章 財務省関係(第六十一条—第七十条)

第七章 厚生労働省関係(第七十一条—第七十六条)

第八章 農林水産省関係(第七十七条—第九十一条)

第九章 経済産業省関係(第九十二条—第一百十条)

第十章 國土交通省関係(第一百十一条—第一百十四条)

第十一章 環境省関係(第一百十五条—第一百十六条)

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第一百十七条—第一百十八条)

附則

第一章 法務省関係

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四四八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に改める。

第一編第四章中第十八条の次に次の二条を加える。

(詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求)

第十八条の二 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者(以下この条において「残存債権者」という。)を害することを知つて営業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を知らなかつたときは、この限りでない。

2 譲受人が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負つ場合には、当該責任は、譲渡人が残存債権者を害することを知つて営業を譲渡したことを知つた時から一年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときも、同様とする。

3 譲渡人について破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、譲受人に対して第一項の規定による請求をする権利を行使することができない。

(商法の一部改正に伴つ経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に商人の他の商人に対する営業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその営業の譲渡については、前条の規定による改正後の商法第十八条の二の規定は、適用しない。

(担保付社債信託法の一部改正)

第三条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十一号)の一部を次のよう[に]改正する。

第五十六条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

(弁護士法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第八百六十八条第五項、第八百七十三条第一項(第五号)」を「第八百六十八条第六項、第八百七十三条第一項(第六号)」に改める。

一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十九

二 司法書士法(昭和二十五年法律第二百九十七号)第四十五条の三

三 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四十条の三

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第五条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百十二号)の一部を次のよう[に]改正する。

第二条第一項中「第一百七十三条第六項」を「第一百七十三条第七項」に改め、同条第二項中「一時取締役」の下に「(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)を「委員」の下に(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいつ。)」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のよう[に]改正する。

第十七条第四項中「法務省令で定めるものに限る。」が申請書とともに提出された」を「が法務省令で定める方法により提供された」に「当該申請書」を「申請書」に改める。

(商業登記法の一部改正)

第四十六条第四項中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 監査等委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは、申請書に「当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

第四十七条第二項第八号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第十号中「委員会設置会社である場合にあつては、」を「監査等委員会設置会社である場合にあつては設立時監査等委員である設立時取締役及びそれ以外の設立時取締役並びに設立時代表取締役、設立によつとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあつては」に改める。

第五十四条第一項中「委員会設置会社にあつては、取締役、委員」を「監査等委員会設置会社にあつては監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役、代表取締役又は特別取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役、委員(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいつ。)」に改める。

第五十六条中「第一号」の下に「及び第五号」を加え、同条第一号中「第一百五条」を「第一百五一条第一項」に改め、同条に次の二号を加える。

五 会社法第一百六条の二第四項の規定による募集株式の引受けに反対する旨の通知があつた場合において、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないときは、当該場合に該当しないことを証する書面